

「社債の取引に関する報告要領」の一部改正について

平成 30 年 2 月 15 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>5. 報告事項 会員が本協会に報告を行う社債の取引の情報は、次に掲げる事項とする。 イ～ホ (現行どおり) <u>ハ</u> 売買の別 <u>ト</u> 報告を行った会員を特定するためのコード (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成30年10月1日から施行し、同日付けの約定分に係る報告から適用する。</p>	<p>5. 報告事項 (同 左) イ～ホ (省 略) (新 設) <u>ハ</u> (同 左) (省 略)</p>